

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 7 年 1 月 28 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 47,055 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 6 年 11 月 30 日午後 3 時 30 分頃、市内小八幡四丁目 2 番 4 号付近の市道 0060 において、相手方車両が道路側溝を横断したところ、側溝の穴を塞ぐセーフティキャップが外れ、右後輪に刺さり、これを破損させた。 |